



多治見市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年8月5日（水）岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
東濃県事務所	環境課	藤田	代表 0572-23-1111（内線212） F A X 0572-25-0079

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

令和8年8月3日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

記

1 被処分者

（1）住 所 岐阜県関市肥田瀬966番地8

（2）氏 名 T U Y A H M E T

〔許可内容〕

産業廃棄物収集運搬業

・許可年月日 令和5年6月19日（新規）

・許可番号 02100234707

・積替え又は保管の有無 無し

・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記8品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 8種類

上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

3 取消年月日

令和8年8月3日

4 取消しの理由

被処分者は、令和8年6月2日に岐阜地方裁判所御嵩支部において懲役刑（執行猶予付き）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であることが判明した。

これにより被処分者は、法第14条第5項第2号イにおいて規定する法第7条第5項第4号ハに該当するに至った。

本事実は、法第14条の3の2第1項第4号に規定する許可の取消事由に該当する。

[参考条文]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一部抜粋）

第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。